

議会運営委員会会議録

令和4年6月17日（金）

（開 会） 16：14

（閉 会） 17：04

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 人事議案の説明、質疑
 - (1) 議案第67号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 追加議案の説明・質疑
- 3 追加議案の上程時期並びに付託委員会について
- 4 議案に対する質疑通告について
- 5 意見書案の取り扱いについて
 - (1) 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）
 - (2) 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書（案）
 - (3) 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案）
 - (4) 福島原発事故によるトリチウム等を含むALPS（多核種除去設備）処理水の海洋放出に関する意見書（案）
 - (5) 保育所等の最低基準、職員処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）
- 6 議員提出議案の取り扱いについて
 - (1) 議員提出議案第8号 議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の検討に関する決議
 - (2) 議員提出議案第9号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 7 会期日程の変更について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「人事議案」について、執行部に説明を求めます。

○片峯市長

本日、提案させていただきます議案第67号の人事議案1件について、ご説明いたします。

議案第67号につきましては、本市固定資産評価員として、東剛史氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

以上、人事議案1件を提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま市長から説明がありました、議案第67号につきましては、定例会最終日、6月27日の日程1番目、委員長報告、質疑、討論、採決の後に上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略して、採決の方法は起立採決としていただいております。

ご審議方よろしく願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「追加議案」について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案から、ご説明します。「議案第68号 令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」につきましては、「議案第68号」と記載しております「令和4年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費につきまして補正するもので、歳入歳出予算の総額に14億579万2千円を追加して828億4834万5千円にしようとするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。以上で、予算関係議案の説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で、説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第69号 契約の締結」につきましては、口春(頭首工)災害復旧工事について、丸島・オカベ特定建設工事共同企業体と、1億7765万円で請負契約を締結するものでございます。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま説明のありました追加議案2件につきましては、6月20日の本会議、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあとに上程し、提案理由説明、質疑、委員会付託とさせていただきます。

付託委員会につきましては、「令和4年第3回市議会定例会 追加議案一覧表」をご覧ください。

冒頭に記載しておりますとおり、議案第68号は総務委員会に、議案第69号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

また、ただいまの説明にあわせる形で、議案付託一覧表(案)も変更いたしております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、案件にも記載しておりますが、議案第56号について、奥山議員、江口議員より、議案第58号について、上野議員、川上議員より、議案第59号及び60号について、川上議員より、議案第61号について、小幡議員、川上議員より、議案第63号について、川上議員より、それぞれ質疑通告がっておりますので、ご報告いたします。

また、先ほど説明のありました追加議案の議案第68号及び69号につきましては、日程の関係上、質疑通告を行いませんので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願ひます。

次に、「意見書の取り扱い」について、「地方財政の充実・強化に関する意見書(案)」について、補足説明を受けるため、本委員会として、田中武春議員に、出席を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、田中武春議員に、出席を求めることに決定いたしました。

田中武春議員、提出者席へご移動ください。

(提出議員 移動)

提出者から補足説明があれば、お願ひいたします。

○田中武春議員

提出者の田中武春でございます。地方財政の充実・強化に関する意見書案について少しご説明させていただきます。政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしておりますけれども、増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう意見書として提出をさせていただきます。御審議をよろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。田中武春議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

(提出議員 退席)

次に、「環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書(案)」及び、「地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書(案)」、以上2件について、提出者から補足説明があれば、お願ひいたします。

○守光委員

まず初めに、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書ですけれども、国のほうが地球温暖化、また激甚化・頻発化している災害等に対し、最終的にはSDGs、2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組をやっていく中で、今回この事業は現在「エコスクール・プラス」ということで行われておりますけれども、その部分で、下にも書いておりますけれども、1番、2番ということで、1番目で周知の徹底に取り組んでいただきたいということと、もう1つはこの学校施設整備に対する事業予算額を増額していただきたいという部分であります。

2つ目の、地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書でありますけれども、これは政府が令和2年に地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくということで、その中で様々な課題等もありますので、下にも書いておりますとおり、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行っていただきたいという分を含めて、今回提出をさせていただきます、読んでいただいて、ご賛同いただければ、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「福島原発事故によるトリチウム等を含むALPS（多核種除去設備）処理水の海洋放出に関する意見書（案）」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○江口委員

よろしく申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「保育所等の最低基準、職員処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。これは、6月定例会提出の令和4年陳情第18号、3月30日付けで福岡県保育団体連絡会代表 福井英二さんから提出が、議長宛てに出ております。内容は表題のとおりですけれども、「保育所等の最低基準（職員配置・面積基準等）と、職員処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情」となっております。これについては、通常、配付にとどまりますので、私のほうで表題を整理し、陳情内容に沿って文書を整理して、提出させていただいています。ぜひ、賛同をよろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。ただいま説明のありました意見書案5件につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、それぞれの賛否を6月23日、木曜日、午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「議員提出議案の取り扱いについて」、6月13日付で道祖議員から議長あてに、議員提出議案第8号として、「議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の検討に関する決議」が提出されております。

本案につきましては、提出者のほかに6名の賛成者があり、飯塚市議会会議規則第14条第1項の要件を満たしております。

お諮りいたします。本委員会として、本案について補足説明を受けるため、道祖議員の出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、道祖議員に出席を求めることに決定いたしました。道祖議員、提出者席へご移動ください。

(提出議員 移動)

提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○道祖議員

委員長、ここにですね、今年の5月30日の西日本新聞の社説を持って参っております。これを参考資料として各委員さんに配付させていただきたいんですけど、よろしく取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長

ただいま提出者から補足資料を提出したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。資料の提出を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。事務局に配付させます。

それでは道祖議員、説明をお願いいたします。

○道祖議員

議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の検討に関する決議案、案文については、お手元に配付されておると思っておりますけれども、案文を読み上げさせていただきます。

議会は、市民から選挙された代表機関であり、政策決定や、市長等の事務の執行にかかる監視及び評価を行う責任を担う一方で、議員定数や報酬など自己の身分について自ら決定する責任も負っています。

私たち飯塚市議会は、令和元年6月、次回の一般選挙から議員定数を4人減じ、24人とする条例改正案を賛成多数で可決しました。

その後、令和3年9月に市民から提出された「請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」は、女性をはじめ多様な市民から構成される議会となるよう、議会では識者や市民の意見を聴くなどして、議論を深めた上で、議員定数を改正前の28人に戻すことを求める請願でしたが、議会運営委員会に付託して審査した後、令和4年3月に賛成多数で採択としました。同じ議員構成でありながら、令和元年6月とは異なる意思決定となったものです。

議員定数のあり方については、その後、市民団体の主催により、令和4年4月30日に穂波交流センターにおいて「議員と市民の意見交換会」が開催されましたが、その案内文には「いずれも市民不在の結論であることに変わりはありません。」との指摘があり、また、令和4年5月30日付西日本新聞朝刊の社説は、「議会は民意を基にした、自治体の意思決定機関である。その役割の重さを考えれば、定数は議員だけで決めるのではなく、住民を交えて最適解を探るべきだ。」「意見交換会で市民は『削減に賛成、反対双方の議員の意見が聞きたい』と要望した。市議会は議決する前にこうした声に応えるべきだ。」などと述べています。

請願はすなわち強制力を持つものではありませんが、市民の代表である我々議員が再び市民の意見を聴くことなく、令和元年6月の議決を覆す議決を行うようなことがあれば、私たち議員は、市民の批判を免れることはできず、また、政治への不信につながりかねません。

そこで、飯塚市議会は、議員定数をはじめとして、市民にとって最適な議会のあり方につい

て、市民と意見交換を行う機会を設け、検討を行った上で結論を導き出すことをここに表明します。

以上、決議する。飯塚市議会、というふうな案文を作成しております。そして、これは市民の意見を聞いてですね、今、議会で問題になっております議員定数について、またその他、議会に対する市民の意見を聞く機会を設けようということを提案させていただいているところでございます。

なお、案文の中にも書いておりますけど、西日本新聞の社説については、今お配りさせていただきました。ここには、まださらにこの案文よりも詳しく住民参加で最適解を探れということをおっしゃっておりますので、どうぞ参考にして、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

道祖満議員なんですけど、3年前に、議員定数を28から24に、4減する条例改正が出て、可決されたんですけど、道祖議員はそのとき提出者だったんですか。ちょっと確認してください。

○道祖議員

提出者です。

○川上委員

その立場でこの8号の決議案を出すわけだけど、この議員提出議案第9号と何か関係があるんですか、この8号は。

○道祖議員

質問の内容がちょっとわかりませんでした。再度。

○川上委員

今言ったように、確認したように、3年前に道祖満議員は、議員定数を28から24に変更する条例改正案の提出者なんですけど、その立場からこの決議案を出しているんですよね。これは議員提出議案第9号とね、何か関係があるのかどうか、お尋ねしたんです。

○道祖議員

私が賛同者の皆さんと一緒にこの決議案を出しました。出しましたが、これは、その時点では、あくまでも、請願が通った後、請願に沿ってですね、条例改正がいずれの時点で提出されるだろうと。ですけど、それについては当然、請願が通っているんだから、請願に賛成した人たちはそういう立場で臨むだろうと。それはいつ提出されるか、私は関知しません。ただ、そういうふうに至るにおいて、社説に書いていますように、やはり市民の意見を聞く場を設けるべきだと、議会として。そういうことが指摘されておりますので、この6月13日にですね、6月議会が始まった、初めに、こういう市民の意見を聞きましょと。なぜならば、まだ、次の選挙は来年の4月ですから、十分な時間がありますので、その中で、社説に書いておりますように最適な解答を市民と一緒に、市民の意見を聞きながら、議会として出していてもよろしいのではないかとということで出させていただいております。

○川上委員

私の質問には答えられてないんですけど、関係はあるということをおっしゃっているんですかね。

○道祖議員

いずれの段階で28は出されるのではないかとということですので、ただ出した段階においては、私は関知していませんでした。9号が出てきたから関係あるのかということ、出された方々がどういうふうに思われて9号を出されたかということとはよく分かりませんので、理解してお

りませんので、答えになっているか分かりませんが、いずれ出るだろうということ言えば、関係あると言えば関係ある。しかし出した段階においては、関係はなかったということです。

○川上委員

ここは議会運営委員会の場合なので、この決議案、提出議案の取扱いについて審査していますので、先ほどから8号に対する賛成討論、9号に対する反対討論のような説明がありましたけど、ありがとうございました。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

提出者に対する質疑を終結いたします。

道祖議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

(提出議員 退席)

次に、6月14日付で金子議員ほか10名から議長あてに、議員提出議案第9号として「飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」が提出されております。

本案につきましては、議員11名で提出されておりますので、飯塚市議会会議規則第14条第1項の要件を満たしております。

お諮りいたします。本委員会として、本案について補足説明を受けるため、金子議員及び小幡議員の出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、金子議員及び小幡議員に出席を求めることに決定いたしました。金子議員、小幡議員、提出者席へご移動ください。

(提出議員 移動)

提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○金子議員

では、提案理由を述べさせていただきます。「請願第4号 飯塚市議会議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」に基づき、飯塚市議会の議員の定数を28人と定めるため、本案を提出いたしました。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内でお願いたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

提出者に対する質疑を終結いたします。金子議員、小幡議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

(提出議員 退席)

次に、本案2件の取扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

本案2件の取扱いにつきましては、先例により、本会議最終日であります6月27日に上程し、まず、「議員提出議案第8号 議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の検討に関する決議」の提案理由説明の後、委員会付託を省略することを諮っていただき、質疑、討論、採決を行っていただいております。

採決の結果、議員提出議案第8号が可決されました場合には、市民と意見交換を行う機会を設けて検討を行うことについて、議会として意思決定をしたということになりますので、今後、協議を要することから、「議員提出議案第9号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を

改正する条例」については、即決することはできなくなります。

このため、一旦、本会議を休憩し、代表者会議及び議会運営委員会を開催していただき、「議員提出議案第9号」の取扱いについて協議していただいてはと考えております。

一方、採決の結果、議員提出議案第8号が否決された場合は、その後に、「議員提出議案第9号」を議題とし、議案の提案理由説明の後に、委員会付託を省略することを諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいてはと考えております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

本会議での質疑についてはですね、十分な時間をとって、やるべきだと思うんだけど、議事の進行上、このくらいで止めておきましょうというようなことは、避けたほうがいいと思えますけど、どうでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:42

再 開 16:47

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

改めて、ただいまの取扱いについて説明をさせていただきます。

議員提出議案第8号につきましては、可決された場合は、市民と意見交換を行う機会を設けて検討を行うということ、議会として意思決定をしたということになります。そうなりますと、それについて今後協議をしますし、その意見を聞く機会を今後つくらなければいけないということ、議会で意思決定をしますと、そうなりますと、今定例会でこの「議員提出議案第9号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を採決してしまうと、議会としての意思の矛盾が生じます。別の決定になってしまうということで、もし議員提出議案第8号を可決された場合には、議員提出議案第9号につきましては、代表者会議及び議会運営委員会のほうで取扱いを協議する必要があるというふうに考えております。

○川上委員

飯塚市議会では12分の1ですから、3人以上の議員が協同すれば議案提出権がある。これは地方自治法で認められているわけですよ。2つ目はね、対立する議案が出ることはあるわけですよ。一方が可決されたら、一方がもう採決もされないとかいうことはね、あるべきではない、地方自治法上。だから、自治法で保障された議案の提出が行われ、審議もするのに、その採決がされないとかいうことは、あり得ないですよ。だから8号と9号で言えばね、8号が何らか法律上の優位性を持っているわけですか。持ってないでしょう。しかも提出者も認めたじゃない、9号とは関係がないと。なのに、なぜ8号と9号をリンクさせて、しかも8号に優位性を持たせるのかね、これは、意図を感じますよ。この提案は。代表者会議でどういう議論したか知らないけど、なぜ8号に優位性を持たせるのか。9号を先にやればいいのかという意見もあるかもしれないですよ。だから8号と9号の関係は重要なんです。考えてみて、もう1回言うけどさ。地方自治法によって8号の提出が認められるし、9号も認められているわけでしょう。そして8号が可決したら9号を採決しないみたいなね、あるわけないでしょう。これはね、自治法から逸脱する危険性があるので、そういう取扱いは駄目ですよ。常識の範囲内――

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:50

再 開 16:59

委員会を再開いたします。

議員定数議案の取扱いについて、事務局説明のとおりすることに異議があるということです——（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 17:00

再 開 17:00

委員会を再開いたします

○川上委員

事務局説明のとおりだとですね、地方自治法で認められた12分の1の協同によってね、議案がそれぞれ8号と9号と出ているのに、事務局の説明では8号を優先するという説明ですよ。こういうことになってくると、自治法のルールからも逸脱しかねないというふうに思うわけですよ。そして、もう1つは、これまでは、疑義があった場合は、全国議長会などに相談するというか、アドバイスを受けるようなことをしてきたのに、先ほどの話を聞いていると、代表者会議に対して、事務局がそういう念を押すという行為もせずに、提案して、代表会議の多数派と大きい多数派と小さい多数派がね、全会一致で行きましょうみたいな話になっただけで、これは正しくないんじゃないかと。だから、ここはね、ちょっと、提案も含むんだけど、少なくともね、議長会に問合せをするくらいの時間を確保して、それからよく考えてみたらどうなんですかというふうに思うわけですよ。だから、これは決をとるべきではないという趣旨で反対です。決をとることに反対です。

○委員長

今のご意見を受けまして、そしたらですね、お諮りいたします。議会事務局説明のとおりすることに、賛成の議員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

全会一致。議会事務局説明のとおりとすることに決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和4年第3回 飯塚市議会定例会会期日程（変更案）」をご覧ください。

変更内容でございますが、太枠で囲っております箇所、第8日目、6月20日の3番目に、先ほどご審議いただきました、追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託を追加しております。

また、最終日、6月27日の3番目に、先ほどご審議いただきました、議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を追加するものでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は、6月27日、月曜日、最終日の本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。